

平成二十三年二月三日提出
質問第四二二号

取調べの全面可視化実現に向けた法務大臣並びに国家公安委員会委員長の見解等に関する質問
主意書

提出者 浅野 貴博

取調べの全面可視化実現に向けた法務大臣並びに国家公安委員会委員長の見解等に関する質問

主意書

本年一月十四日、菅直人第二次改造内閣が発足し、法務大臣に江田五月前参議院議長が、国家公安委員会委員長に中野寛成氏が就任した。右を踏まえ、質問する。

一 検察官、警察官による被疑者への取調べを録音、録画する、いわゆる取調べを可視化することについて、その意義、必要性等、江田五月法務大臣、中野寛成国家公安委員会委員長として、それぞれどのような見解を有しているか。

二 昨年十月、大阪府警東署の警察官が、遺失物横領事件の捜査で同府内の三十代男性を任意で取り調べた際、男性に対し「このまま知らん言うたら会社も令状とって捜索するぞ」、「手出さへんと思ったら大間違いやぞ、こら」等の暴言を吐き、肩や太ももを叩く等の暴行を加え、自白を強要したことが明らかになった。中野委員長として、右の詳細を把握しているか。

三 二の警察官の所業に対し、中野委員長としてどのような見解を有しているか。

四 昨年五月、石川知裕衆議院議員が東京地検特捜部から再聴取を受けた際、担当検事から「勾留中と違う

供述をすると、檢察審査会の印象が悪くなる」等、捜査段階と同じ供述を続けるよう迫られたことが明らかになった。江田大臣として、右の詳細を把握しているか。

五 四の檢察官の所業につき、江田大臣としてどのような見解を有しているか。

六 二と四の件は、いずれも取調べ、聴取を受けた者が自身で用意した録音機で様子を録音していたことで、広く白日の下にさらされることとなったものである。現時点でも、警察庁、檢察庁において取調べの可視化は行われているが、それも裁判員裁判事件の取調べのみ、しかも一部の様子のみ限定されているものでしかない。警察官、檢察官の暴言、暴行等により自白を強要させられる、または都合の良い調書を作られてしまうことを防ぎ、何より取調べ、聴取が適正に行われ、我が国社会の治安を維持し、社会正義を実現するためにも、そして警察、檢察に対する国民の信頼を回復するためにも、一刻も早く取調べ可視化の対象を全事件、全過程へと拡大することが求められると考えるが、江田大臣、中野委員長の見解をそれぞれ示されたい。

右質問する。